

## ❶ 欠損金の繰越、繰戻還付の制度、中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制

お客様ごとの個別ケースについては、定期面談時に詳しくご説明致します。

## BULLDOG WATER

TOPIC

## ❶ 欠損金の繰越、繰戻還付の制度、中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制

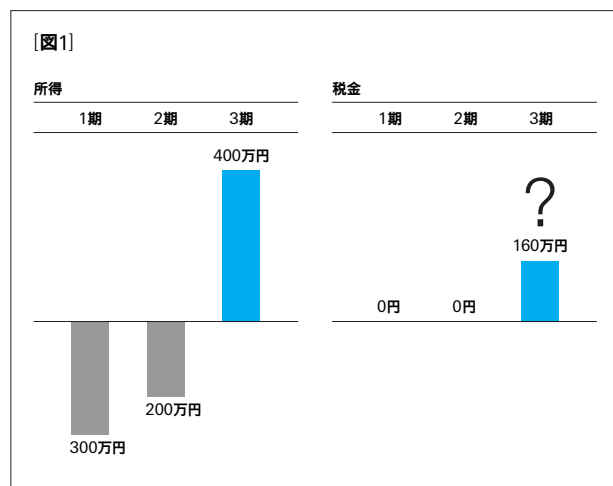
No.04

今回は、法人税法で知っておいたらお得な制度について説明したいと思います。欠損金の繰り越しができる制度と、欠損金の繰戻還付ができる制度、中小企業が設備投資した場合に特別償却ができる制度の三つをご紹介します。これらの制度は、原則として青色申告法人のみが利用できる制度です。

## 欠損金の繰越制度

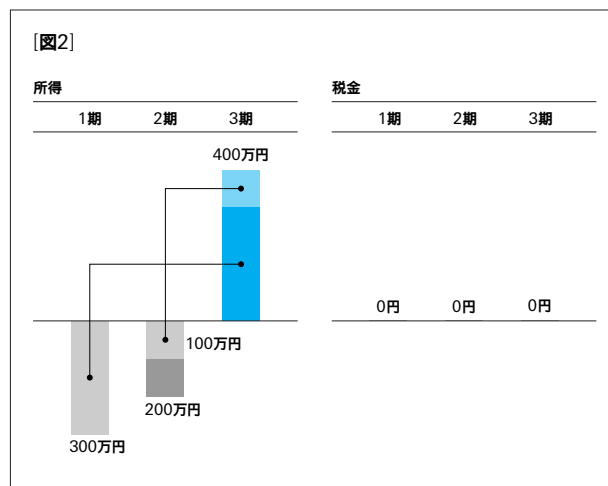
まず、欠損金とはなにか、ということですが、これは税務上の赤字のことをいいます。会計上の赤字(損失)とは必ずしも一致はしませんが、おおむね同じようなものだと考えてかまいません。欠損金の繰越制度とは、欠損金が生じたとき、その欠損金額を一定の条件のもとに、以後の事業年度で生ずる所得(利益)から控除できる制度です。

たとえば、1期目 300万円、2期目 200万円の欠損金、3期目400万円の所得がでたとしますと、税金は1期目ゼロ円、2期目ゼロ円となります。

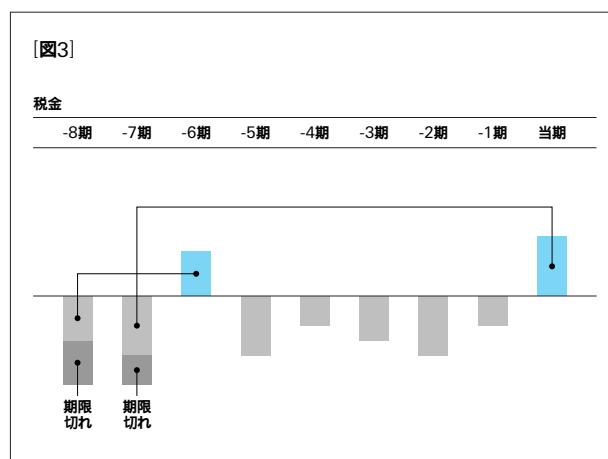


法人税は所得に対して課税されますので、3期目では400万円に税率40%を乗じた160万円となりそうですが、それでは、1期目、2期目で欠損金が出ているのに酷だということで、3期目の400万円から1期目、2期目の欠損金を控除して、法人税3期目ゼロ円となります。

1期目、2期目の欠損金500万円を使い切るまで、控除することができます。



ただし、いつまでも欠損金を保存し続けることはできません。たとえば、10年間欠損金続きの場合は、10年前の欠損金は保存することはできないのです。この保存期間は、7年間となっています。そして、古い欠損金から順番に使っていくことに決められています。



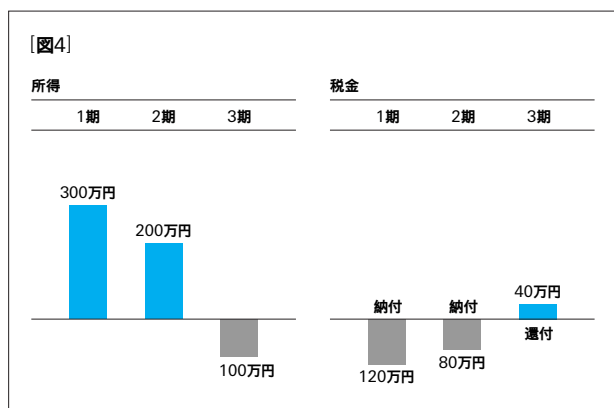
設立直後で赤字続きの場合でも、きちんと経費をもれなく計上して、将来備わったときに税金を減らせるようにしておくことがよいでしょう。

#### 欠損金の繰戻還付の制度

欠損金の繰戻還付の制度とは、欠損金が生じたとき、その欠損金を前事業年度の所得に繰戻して、既に納付済みの法人税額の還付を請求することができる制度です。これは、欠損金の繰越制度と似ていますが、繰戻還付の制度の方がより皆さんにメリットがあります。

たとえば、1期目300万円、2期目200万円の所得が出ていたところ、3期目で100万円の欠損が生じたとします。この場合に、前事業年度の2期目に納付していた税金の一部を取り戻すことができます。

上記の例では、2期目に80万円の法人税を納税していたとすると、3期目に40万円(80×100÷200)還付されます。(図4)



繰戻還付は欠損金が生じた苦しいときに前年度納付分が戻ってきますので、ありがたいといえるでしょう。この制度は、どの会社でも使えるかというところではなく、青色申告法人であることに加え、資本金1億円以下で設立後5年以内という条件が必要です。最大限に利用しましょう。

#### 中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制

これらの税制はどちらかの選択適用で、中小企業者等が設備投資等を行った場合には、特別償却(30%)又は税額控除(7%)が認められます。

また、平成18年度の税制改正により、中小企業投資促進税制の適用期間が延長され、その対象資産に「一定のソフトウェア」及び「デジタル複合機」が追加されました。

特別償却とは、資産を取得し、使用した事業年度に、取得価額の30%を一括費用にできるというものです。たとえば300万円の耐用年数10年の機械であれば、初年度は通常618千円が最大の減価償却額ですが、特別償却適用の場合は、900千円を加算した1,518千円が最大の減価償却額となります。税金では、約360千円の節税となります。

しかし、翌年度以降の減価償却額は初年度に900千円多く減価償却したことにより、少なくなり、特別償却をしない場合に比べて税金が少しずつ増えることとなります。つまり、10年間のトータルでの償却額は変わりませんが、はじめのうちに一気に償却して税金を少なくすることができる点で、メリットのある制度といえます。対象となる資産は、以下のとおりです。

項目	中小企業投資促進税制	中小企業等基盤強化税制	
対象業種	ほぼ全業種	卸売業・小売業・飲食店業・サービス業	
機械・装置	対象	すべて	
	金額	取得 160万円以上 リース 210万円以上	280万円以上 370万円以上
器具・備品	対象	電子計算機、デジタル複合機	すべて
	金額	取得 160万円以上 リース 210万円以上	
ソフトウェア	対象	一定のソフトウェア	
	金額	取得 70万円以上 リース 100万円以上	
その他の設備	普通貨物自動車(3.5トン以上)		
適用期間	平成20年3月31日までに行為る設備投資等に適用される。	平成19年3月31日までに行為る設備投資等に適用される。	

利益が出たときに、将来の事業展開に必要な先行投資を、上記の制度を活用して行うとよいでしょう。

#### 今月の物知り博士 | 消費税を考てみましょう

消費税は物品やサービスが消費されるときに、課せられる税金です。消費税は一般市民にとっては値段がわかりにくくなるだけのようにも思えますが、なかなかハイクな仕組みなんです。

消費税は1954年にフランスで考案され、導入されました。日本では1989年に導入されました。そんなに昔ではないですね。消費税はこれからもどんどん増えそうな感じがですね。どうしてでしょう。

消費税の特徴は、課税を支出ベースにしていることです。給料や役員報酬も課税されていますがこれは、収入ベースといえます。支出ベースと収入ベースのどちらかだけだと、全国民(全消費者)からバランスよく税金をとれるので、組み合わせると、どちらの人からもバランスよく税金を取れる仕組みを作れる可能性を秘めているんです。

でも、日本では全商品・サービスについて同じ税率で、免税対象なし、所得にも関係なしとなっているため、まだ不公平感を感じる人がいるかもしれません。

収入ベースは基本的に累進課税ですが、支出ベースは金持ち人も貧乏人も同率課税ですから、貧乏人からみると少し損してる感じがするわけです。

消費税については外国に行くときと特徴がよく見えてきます。(ちなみに外国行きの航空券を買うときから免税です。輸出免税という制度のためです。)ヨーロッパでは消費税は20%を超えるところもありますが、イギリスでは日用品は非課税です。こじんまりと生きる人に負担にならないようになっていたりします。フランスでは食料品は課税率が低いのですがチョコレートは種類によっては嗜好品ということで課税率が高かったりします。同じチョコでも、ものによって税率が違うのです。金持ち人と貧乏人で不公平がないようにしてるんですね。貧乏人にとってはチョコを買う負担が大きいので、あまり贅沢でないチョコ(例えば板チョコ)は税率が下げられて、貧乏人なりにさやかな楽しみを享受できるようになっているのです。ちなみに映画「ショコラ」の中で、チョコが出てきますが、国税局員はこのチョコの税率がどちらになるのが気になるようですよ。外国に行く機会があったら消費税率に気をつけてみると各国の嗜好に関する意識の違いが見えてきて面白いですね。(も)

編集後記 |最近、オフィスに新しいミーティングテーブルとイスが到着しました。それに伴い、作業デスクのレイアウトも変えました。私はデスクを三角形に組み合わせる案を提案したのですが、残念ながら却下されました。わかりです。皆さんもオフィスを模様替えしてみたいかですか。気分も一新ですよ。(も)

ブルドッグ通信 第4号 平成18年8月31日発行(月刊)  
発行・ブルドッグウォーター株式会社  
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷2-6-5 梅村ビル幡ヶ谷6F  
Tel.03-6912-8500 Fax.03-5501-9959  
http://bulldogwater.com